

**健診データを活用した疾病リスク予測業務
～データドリブンな生活習慣改善策のアジャイル開発～
公募型プロポーザル説明書**

1 業務概要

(1) 業務の目的

本県では、人生 100 年時代を迎える中、県民一人ひとりが、若い時期から生涯を通じた健康の大切さとリスクを意識し、デジタル技術やデータも活用しながら、運動や食事等の習慣の改善など、健康を維持する行動が身に付くよう、実効性のある健康づくりの仕組みの確立と社会実装を目指している。

本業務は、健康経営に取り組む県内企業等と連携し、健康診断データから AI により将来の疾病リスク等を予測するとともに、別途調達を行う健康管理アプリ等を活用して生活習慣改善提案を実施し、県民の健康づくりに向けた行動変容を促す実効性のある介入方法を開発するための実証試験を行うものである。

(2) 業務内容

別紙「仕様書」のとおり

(3) 履行期間

契約締結日から令和 5 年 3 月 31 日まで

(4) 予算額

5,109 千円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

2 注意事項

(1) 公募型プロポーザル参加資格確認申請書提出期限

令和 4 年 9 月 27 日（火） 午後 5 時

(2) 仕様書に対する質問書提出期限

令和 4 年 9 月 29 日（木） 午後 5 時

(3) 上記(3)に対する回答日等

令和 4 年 10 月 3 日（月）に、公募型プロポーザル参加者全員に回答する。

(4) 提案書提出場所及び期限

ア 提案書提出場所

広島県健康福祉局健康づくり推進課

イ 提案書提出期限

令和 4 年 10 月 6 日（木） 12 時

(5) 提案書に関するプレゼンテーション、ヒアリング実施場所等

ア 実施場所

オンラインにより実施する。

イ 実施日時

令和 4 年 10 月 7 日（金）（時間、ミーティングアドレスは別途通知する。）

ウ 出席者

公募型プロポーザル参加資格を有している事業者。

エ 内 容

企画提案者によるプレゼンテーション。1 提案者当たりの説明時間は 10 分以内とし、質疑応答は 10 分とする。

オ その他

プレゼンテーションは提出した提案書により行うこととし、追加資料の配付は認めない。参加者が 3 者を超えた場合、書面審査を行い、プレゼンテーションへの参加事業者数を絞り込む場合がある。

(6) 公募型プロポーザル参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）について

ア 公募型プロポーザル参加希望者は公告で定める公募型プロポーザル参加資格要件に応じ、申請書（別記様式第 1 号）及び法人概要（別記様式第 2 号）を提出すること。

グループで参加する場合は、グループ構成書（別記様式第 3 号）及び委任状（別記様式第 4 号）をあわせて提出すること。

イ 申請書及び前号に定める必要な書類（以下「申請書等」という。）の作成に要する費用は、公募型プロポーザル参加希望者の負担とする。

ウ 申請書等に虚偽の記載をした者については、指名除外措置を行うことがある。

エ 申請書等の提出は、持参又は郵便等による。郵便等による提出は、一般書留郵便、簡易書留郵便及び一般信書便事業者又は特定信書便事業者の提供するサービスでこれらに準じるものに限る。（民間宅配事業者のいわゆる「メール便」はこれに当たらない。）

(7) 仕様書について

ア 仕様書に対する質問がある場合は、上記「2 (3) 仕様書に対する質問書提出期限」までに、別に定める様式により電子メールで提出すること。

送付先メールアドレス：fukensui@pref.hiroshima.lg.jp

件名を「(プロポーザル)健診データを活用した疾病リスク予測業務に関する質問」とし、送信後に電話にて到達の確認を行うこと。

到達確認先：広島県健康福祉局健康づくり推進課

健康経営推進グループ（082-513-3214）

イ 上記の質問に対する回答については、公募型プロポーザル参加資格を有する者のした質問にのみ回答する。

(8) 最優秀提案者として選定されなかった者に対する理由説明等について

ア 最優秀提案者として選定されなかった者に対しては、その旨を書面により通知する。

イ 上記の通知を受けた者は、広島県健康福祉局健康づくり推進課に対してその理由説明を求めることができる。

ウ この説明を求める場合は、令和 4 年 10 月 13 日（木）までに、その旨を記載した書類を提出すること。

エ 上記に対する回答は、令和 4 年 10 月 17 日（月）までに、書面により行う。

(9) 支払条件

業務完了後の一括払いとする。

(10) 手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(11) 参加者の負担について

公募型プロポーザル参加資格確認申請書及び提案書の作成及び提出に関する費用は、提出者の負担とする。

- (12) 公募型プロポーザル参加資格確認申請書及び提案書に虚偽の記載をした場合には、提出された公募型プロポーザル参加資格確認申請書及び提案書を無効とするとともに、指名停止の措置を行うことがある。
- (13) 提出された提案書について
- ア 提出された提案書は、返却しない。
 - イ 提案書は、本業務受託候補者の選考以外に提案書の提出者に無断で使用しないものとする。ただし、広島県情報公開条例に基づき公開する場合には、使用することがある。

3 契約事項

- (1) 公募型プロポーザルに関する要領
公募型プロポーザル事務処理要領に基づき執行する。
- (2) 契約の締結
最優秀提案者と提出された提案書を基に協議を行い、協議が整った場合に、本県の契約担当職員が別途定める予定価格の範囲内で契約を締結する。この協議の際に、提出された提案書の内容等を一部変更する場合がある。
- (3) 契約事項に関する規則
広島県会計規則及び広島県契約規則に基づき執行する。
- (4) 契約保証金
公告に定めるとおり
- (5) 地方自治法第 234 条の 3 の規定に基づく長期継続契約
適用なし

4 添付書類

- 公告の写し
 - 契約書（案）
 - 仕様書
 - 企画提案書作成要領
 - 提案書評価基準
 - 様式類
- 【別記様式第 1 号】公募型プロポーザル参加資格確認申請書
- 【別記様式第 2 号】法人概要
- 【別記様式第 3 号】グループ構成書
- 【別記様式第 4 号】委任状
- 【別記様式第 5 号】仕様書等に対する質問書
- 【別記様式第 6 号】取下願

【問い合わせ先】

広島県健康福祉局健康づくり推進課 担当 橋口，原田
電話 082 - 513 - 3214（ダイヤルイン）